

## 門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、古都大津の風格ある景観をつくる基本条例（平成16年条例第4号）第8条第2項の規定により定めた坂本地区景観形成実施計画の計画地区内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5の規定に基づく地区計画として定めた区域において、当該地区計画の趣旨を踏まえた建造物の外観の整備を行う者に対して、予算の範囲内において当該整備に要する経費の一部を補助することにより、当該区域内の建造物の外観整備を推進し、もって周辺の歴史的・自然的環境と調和した優れたまちなみの景観の形成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象路線 別図に示す路線をいう。
- (2) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に掲げる敷地をいう。
- (3) 対象区域 対象路線に面する敷地の区域（別図に示す重要伝統的建造物群保存地区の区域を除く。）をいう。
- (4) 建造物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物その他の工作物をいう。
- (5) 伝統的様式建造物 別に定める「門前町坂本まちなみ景観形成の手引き・事例集」（第3条において「手引き」という。）に示す伝統的な要素を備えた建造物をいう。

### (補助対象経費)

第3条 この要綱による門前町坂本まちなみ整備事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象区域内において、手引き及び別表第1に定める基準に沿って行う建造物の新築、増築、改築工事等のうち、周辺の歴史的・自然的環境と調和している建造物を保全し、又は周辺の歴史的・自然的環境と調和する外観を備えるため、対象路線から視認することができる建造物の外観（室外機等の建築設備を隠すための格子等を含む。）の整備に要する経費とする。ただし、次に掲げる敷地において行う整備に要する経費を除く。

- (1) 建築基準法第42条第2項の規定により道路の区域とみなされる敷地
- (2) 都市計画法第58条の2第3項の規定により勧告を受けた建造物（同項の規定による必要な措置が講じられた建造物を除く。）のある敷地

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象経費に係る建造物を所有し、又は当該建造物の管理について権限を有する者であって、市税及びその延滞金等を滞納していないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者（当該建造物の所有権、管理権等を譲り受けた者を含む。）が国又は地方公共団体から補助金と同趣旨の助成に係る決定を受けているときは、補助金の交付を受けることができない。

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、別表第2に定める補助限度額を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一敷地内にある建造物に係る補助金の限度額は、3,000,000円（対象路線から視認できる範囲に伝統的様式建造物以外の建造物が含まれる場合にあっては、1,500,000円）とする。
- 3 前項の規定の適用がある期間は、当該同一敷地内にある建造物に係る補助金の交付の日のうち最も早い日の属する年度の初日から起算して、10年とする。

4 前項の規定は、同項の期間が経過した後に、新たに当該同一敷地内にある建造物に係る補助金を受けた場合に準用する。

5 同一建造物の同一箇所に係る補助金の交付は、1回限りとする。ただし、当該箇所に係る補助金の交付から10年経過し、又は災害その他の不可抗力の事情に伴う整備については、この限りでない。

(事前協議)

第6条 次条の規定に基づく申請をしようとする者は、あらかじめ、整備の内容について市長と協議しなければならない。

(交付申請書)

第7条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 工事見積書の写し(補助対象経費について、数量、使用材料及び寸法を明記した内訳書を添付すること。)

(3) 図面(平面図、立面図、断面図及び屋根伏図とし、改修箇所を明示したもの)

(4) 現況写真(状況が良く分かるもの。2方向、カラー)

(5) 事業計画書(工程が分かるもの)

(6) 市税の完納証明書

(7) 誓約書(様式第2号。建造物の所有者以外の者にあつては、様式第2号及び様式第3号)

(8) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長が補助事業の内容により必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の記載又はこれらの書類の添付を省略することができる。

(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)又は門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、門前町坂本まちなみ整備事業補助事業変更承認申請書(様式第8号)又は門前町坂本まちなみ整備事業補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)とする。

(承認通知書等)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、門前町坂本まちなみ整備事業補助事業変更承認決定通知書(様式第10号)若しくは門前町坂本まちなみ整備事業補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第11号)又は門前町坂本まちなみ整備事業補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第12号)若しくは門前町坂本まちなみ整備事業補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、門前町坂本まちなみ整備事業補助事業実績報告書(様式第14号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し
- (3) 完成写真(施工内容が確認できるもの。2方向、カラー)
- (4) 工事中の写真
- (5) 補助対象経費内訳書(数量、使用材料及び寸法を明記したもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の報告は、補助金に係る工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、門前町坂本まちなみ整備事業補助金確定通知書(様式第15号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付請求書(様式第16号)とする。

2 前項の交付請求書は、前条の通知を受けた後、速やかに市長に提出しなければならない。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、門前町坂本まちなみ整備事業補助金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(現状変更の制限)

第17条 補助金の交付を受け整備を行った建造物については、補助事業の完了の日から起算して10年以内は、当該整備に係る部分を変更してはならないものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)は、当該建造物を譲渡し、交換し、貸借し、又は相続するときは、その相手方に対し、前項に係る事項が遵守されるようにしなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助金受領者は、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(情報公開)

第19条 補助金受領者は、当該建造物の写真、事業の概要等を市のホームページ等で公開することに同意するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に補助金の交付の決定を受けた者については、第17条から第19条までの規定（令和7年3月31日までに補助金の交付の決定を受けた者にあつては、第17条及び第18条）は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
  - 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
  - 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第2条関係）

		伝統的様式建造物 (修理・修景基準)	一般的建造物 (修景基準)	
建築物外観	建物の高さ等			
	高さ	対象路線に面する部分は、原則として2階建て以下とすること。		
	庇	1階に庇をつけること。		
	建物の形態	開口部 (窓・戸等)	格子、虫籠窓等の伝統的様式とすること。	格子や出格子等を設けること。
		屋根	勾配屋根で、切妻、寄棟又は入母屋形式とする。勾配は100分の35以上100分の45以下とすること。また、黒色・濃灰色等の日本瓦葺きとすること。	勾配屋根で、切妻、寄棟又は入母屋形式とする。勾配は100分の35以上100分の45以下とすること。また、黒色・濃灰色等の日本瓦又はこれと同形状の金属板等のものとする。
壁面	対象路線に面する建築物の外壁は、黒、白又は茶系統を基調とした(弁柄、白木を含む。)色調とし、和風仕上げとすること。 シャッターを設置する場合は、色彩については外壁と同等の色調で、シャッターボックスは道路から見えないように配慮すること。 木・石・漆喰等の伝統素材又はそれらと調和するものとする。	対象路線に面する建築物の外壁は、黒、白又は茶系統を基調とした(弁柄、白木を含む。)色調とし、和風仕上げとすること。 シャッターを設置する場合は、色彩については外壁と同等の色調で、シャッターボックスは道路から見えないように配慮すること。		
外構物	門及び塀は、石積み(穴太衆積み等)、木、漆喰又は瓦等を使用した、まちなみに調和する和風意匠のものとする。 空地及び駐車場には、まちなみに合った和風意匠の塀又は生垣等を設けて、まちなみに連続性をつくること。 屋外広告物等は自家用広告のみとし、形態・色調・大きさ等に配慮した和風仕上げとすること。	門及び塀は、石積み、木、漆喰若しくは瓦又はこれらを模した材料等を使用した、まちなみに調和する和風意匠のものとする。 空地及び駐車場には、まちなみに合った和風意匠の塀又は生垣等を設けて、まちなみに連続性をつくること。 屋外広告物等は自家用広告のみとし、形態・色調・大きさ等に配慮した和風仕上げとすること。		
格子等	対象路線に面した開口部は、和風を基調としたものとする。 アルミサッシを用いる場合は、格子の内側に納めること。 空調室外機、自動販売機等の設備機器は、対象路線から見えにくい位置に置くこととするが、やむを得ない場合は、格子で囲う等により修景を行うこと。			

備考

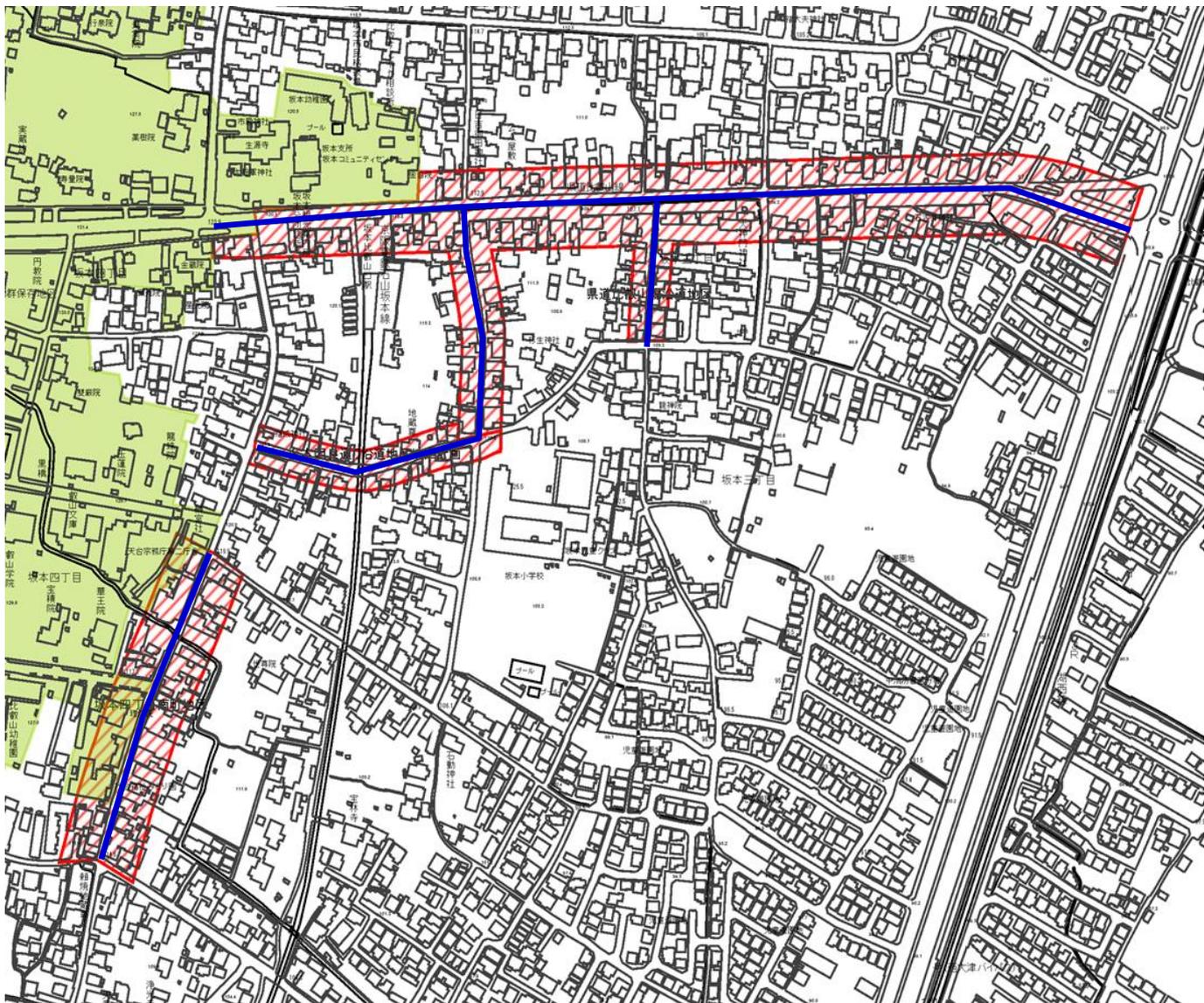
- この表中「一般的建造物」とは、伝統的様式建造物以外の建造物をいう。
- この表中「外構物」とは、工作物のうち、門、塀、犬矢来、駒寄せ及び屋外広告物等をいう。
- この表中「格子等」とは、大戸、表格子、格子戸、出格子及び屋外に露出する設備機器を囲う格子等をいう。

別表第2（第5条関係）

経費区分		補助限度額
伝統的様式建造物	(1) 建築物外観修理・修景	3,000,000円
	(2) 外構物修理・修景	2,000,000円
	(3) 格子等修理・修景	1,000,000円
一般的建造物	(1) 建築物外観修景	1,500,000円
	(2) 外構物修景	1,000,000円
	(3) 格子等修景	500,000円

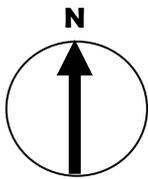
備考 この表中「一般的建造物」、「外構物」及び「格子等」とは、それぞれ別表第1備考第1項から第3項までに定めるところによる。

対象区域図



凡例

	地区計画
	対象路線
	重要伝統的建造物群保存地区



様式第1号（第7条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者

住所（又は所在地）

氏名（名称又は代表者氏名）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、門前町坂本まちなみ整備事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
建 造 物 等 の 所 在 地	
補 助 事 業 の 概 要	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日	着手 年 月 日
及び完了予定年月日	完了 年 月 日
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置図</li> <li>(2) 工事見積書の写し（補助対象経費について、数量、使用材料及び寸法を明記した内訳書を添付すること。）</li> <li>(3) 図面（平面図、立面図、断面図及び屋根伏図とし、改修箇所を明示したもの）</li> <li>(4) 現況写真（状況が良く分かるもの。2方向、カラー）</li> <li>(5) 事業計画書（工程が分かるもの）</li> <li>(6) 市税の完納証明書</li> <li>(7) 誓約書（様式第2号。建造物の所有者以外の者にあつては、様式第2号及び様式第3号）</li> <li>(8) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

誓約書  
（申請者用）

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

私は、門前町坂本まちなみ整備事業補助金の交付申請をするに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 経費所要額には、国又は地方公共団体から補助金を受けた（受ける予定を含む。）整備に要する経費は含まれていません。
- 2 市税及びその延滞金等の滞納はありません。
- 3 この補助金の交付を受けて整備を行ったものについては、当該補助事業の完了の日から10年間は、市長の承認を受けずに補助事業を行った部分の変更若しくは除却をすることはありません。また、建造物を譲渡し、交換し、賃借し、又は相続する場合には、その相手方において遵守されるようにします。
- 4 この補助金の交付を受けて整備を行ったものについて、収支簿を備え、及びその支出内容を証する書類を整備するとともに、収支簿とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存します。
- 5 大津市補助金等交付規則及び門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付要綱の規定を遵守し、これらに違反した場合には、補助金を返還します。

誓約書  
（所有者用）

年 月 日

（宛先）

大津市長

所有者 住所

氏名

⑩

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

私の所有する物件について、次の管理者が、門前町坂本まちなみ整備事業補助金の交付申請をするに当たり、次の事項について誓約します。

管理者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

- 1 経費所要額には、国又は地方公共団体から補助金を受けた（受ける予定を含む。）整備に要する経費は含まれていません。
- 2 市税及びその延滞金等の滞納はありません。
- 3 この補助金の交付を受けて整備を行ったものについては、当該補助事業の完了の日から10年間は、市長の承認を受けずに補助事業を行った部分の変更若しくは除却をすることはありません。また、建造物を譲渡し、交換し、賃借し、又は相続する場合にあっては、その相手方において遵守されるようにします。
- 4 この補助金の交付を受けて整備を行ったものについて、収支簿を備え、及びその支出内容を証する書類を整備するとともに、収支簿とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存します。
- 5 大津市補助金等交付規則及び門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付要綱の規定を遵守し、これらに違反した場合には、補助金を返還します。

門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった門前町坂本まちなみ整備事業補助金の交付については、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助対象事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨市長に報告すること。

様式第5号（第8条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった門前町坂本まちなみ整備事業補助金の交付について、次のとおり  
交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第6号（第9条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした門前町坂本まちなみ整備事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第7号（第9条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした門前町坂本まちなみ整備事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	円
変 更 を し た 理 由	

様式第8号（第10条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

住所（又は所在地）

氏名（名称又は代表者氏名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった門前町坂本まちなみ整備事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変 更 の 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第9号（第10条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

住所（又は所在地）

氏名（名称又は代表者氏名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった門前町坂本まちなみ整備事業補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
中 止 （ 廃 止 ） の 理 由	
中 止 （ 廃 止 ） の 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第10号（第11条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで補助金の交付の決定をした門前町坂本まちなみ整備事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
承 認 した 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第11号（第11条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで補助金の交付の決定をした門前町坂本まちなみ整備事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第12号（第11条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした門前町坂本まちなみ整備事業補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第13号（第11条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした門前町坂本まちなみ整備事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

門前町坂本まちなみ整備事業補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

住所（又は所在地）

氏名（名称又は代表者氏名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった門前町坂本まちなみ整備事業補助事業について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	(1) 工事請負契約書の写し (2) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し (3) 完成写真（施工内容が確認できるもの。2方向、カラー） (4) 工事中的写真 (5) 補助対象経費内訳書（数量、使用材料及び寸法を明記したもの） (6) その他市長が必要と認める書類

様式第15号（第13条関係）

門前町坂本まちなみ整備事業補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした門前町坂本まちなみ整備事業補助事業について、次のとおり門前町坂本まちなみ整備事業補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
交 付 確 定 金 額	円

門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

住所（又は所在地）

氏名（名称又は代表者氏名）

㊟

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった門前町坂本まちなみ整備事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度		
建 造 物 等 の 名 称			
交 付 確 定 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通・当座	
	口 座 名 義 人	(フリガナ)	
添 付 書 類			

門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした門前町坂本まちなみ整備事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

門前町坂本まちなみ整備事業補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした門前町坂本まちなみ整備事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

補 助 年 度	年度
建 造 物 等 の 名 称	
返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定より交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。